

議案第81号

鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、次のとおり鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する協議をすることについて、同法第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年9月10日

三朝町長 吉 田 秀 光

鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

鳥取県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年鳥取県指令第200600154870号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を、同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（広域連合の議会の組織） 第7条 広域連合の議会の議員 （以下「広域連合議員」という。） の定数は、 <u>22人</u> とする。	（広域連合の議会の組織） 第7条 広域連合の議会の議員 （以下「広域連合議員」という。） の定数は、 <u>13人とし、その内訳は別表第2の左欄に掲げる圏域（以下単に「圏域」という。）の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。</u>
2 略 （広域連合議員の選挙の方法）	2 略 （広域連合議員の選挙の方法）

第 8 条 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員のうちから、関係市町村の議会において別表第 2 に定める当該関係市町村の人数を選挙する。

2 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。

別表第 2（第 8 条関係）

関係市町村名	定数
鳥取市	3 人
米子市	2 人
倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	各 1 人

第 8 条 広域連合議員の候補者は、圏域ごとに、県内のすべての市議会又は町村議会の議長をもって組織する団体が推薦する者とする。

2 広域連合議員は、圏域ごとに、当該圏域における、前項の候補者のうちから、圏域の各構成市町村の議会において選挙するものとする。

3 圏域ごとの各構成市町村の議会における選挙については、地方自治法第118条第 1 項（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第95条の規定を準用する部分を除く。）の例による。

4 広域連合議員の当選人は、圏域ごとの各構成市町村の議会の選挙における得票総数の多い者から順次その圏域における定数に達するまでの者とする。

別表第 2（第 7 条、第 8 条関係）

圏域	構成市町村	定数
東部	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町	5 人
中部	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	3 人
西部	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	5 人

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による鳥取県知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際、現に広域連合議員となっている者は、この規約の施行の日に、この規約による改正後の鳥取県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により選挙され、広域連合議員となったものとみなす。